

山口県
山口市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第 25 条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ① 一般:1 億円以上 ② 農林漁業関連:5,000 万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和 6 年 3 月 31 日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降 2 年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円(中小企業 1,900 万円)以上のもの	新規雇用 5 (中小企業1)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100	固定資産税の一定割合	3年度間
中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備	—	課税標準 1/2 (中小企業等経営強化法)	固定資産税 (償却資産が対象)	3年度間 ※従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、令和6年3月末までに取得した場合は5年間、令和7年3月末までに取得した場合は4年間にわたって課税標準 1/3

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山口市企業立地促進条例	H25.3 (R4.12 改正)	○各奨励金(立地・雇用・基盤整備)共通要件 1 鑄銭司第二団地に立地するもの(規則第7条) ①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10 人以上 ②情報サービス業、学術・研究開発機関 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 5人以上 2 工業地域、産業を集積する地域として市長が指定する地域(規則第7条) ①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10 人以上 ②情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・研究開発機関、道路貨物運送業、倉庫業、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業及びその他の卸売業、物品賃貸業(小分類:自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業を除く) …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 5人以上 3 小郡インター流通団地及びその他全市域(規則第7条)	○立地奨励金 ◇固定資産税相当額を3年間交付 (投下固定資産総額が 10 億円以上の場合は5年間) ◇限度額なし ○雇用奨励金 ◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき 40 万円(新規学卒者の場合 50 万円)、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち短時間従業員1人につき 15 万円 ◇限度額なし ○基盤整備奨励金 ◇事業を開始した日の前後それぞれ6ヶ月の間に規制で定める基盤整備に要した費用の 1/2

	<p>①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10人以上</p> <p>②情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・研究開発機関、道路貨物運送業、倉庫業、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業及びその他の卸売業、物品賃貸業(小分類:自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業を除く)、耕種農業のうち植物工場</p> <p>…投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 5人以上</p>	<p>◇限度額 2,000 万円</p>
	<p>○重点立地促進分野(規則第3条)</p> <p>1 対象地域 全市域</p> <p>2 対象業種 成長が見込まれる産業分野のうち、地域経済の活性化への寄与及び市内事業者の技術又は地域資源の活用が期待できるもので、規則で定めるもの</p> <p>◇次世代自動車 ◇次世代住宅 ◇健康・食品 ◇医薬品・医療機器</p> <p>3 規模要件 上記「各奨励金(立地・雇用・基盤整備)共通要件」1～4に準ずる</p> <p>※但し、研究開発施設の場合 …投下固定資産総額 1千万円以上 …常時勤務する従業者数 3人以上(うち1人は研究者であることが必要)</p>	<p>○立地奨励金 ◇固定資産税相当額を5年間交付 (投下固定資産総額が10億円以上の場合は7年間) ◇限度額なし</p> <p>○雇用奨励金 ◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき40万円(新規卒者の場合50万円)、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち短時間従業員1人につき15万円 ◇研究開発施設に従事する研究者1人につき100万円 ◇限度額なし</p> <p>○基盤整備奨励金 ◇事業を開始した日の前後それぞれ6ヶ月の間に規制で定める基盤整備に要した費用の1/2 ◇限度額 2,000 万円</p>
	<p>○企業用地取得補助金 鑄銭司第二団地、工業地域、産業を集積する地域として市長が指定する地域</p> <p>①立地奨励金等の要件に同じ</p> <p>②土地の取得後2年以内に事業所の建設に着手する、又は3年以内に事業を開始すること</p> <p>③1回に取得する土地の面積が2,000㎡以上であること</p>	<p>○企業用地取得補助金</p> <p>①鑄銭司第二団地 ◇事業所の設置に伴い取得した土地の、適正な取得価格に40/100を乗じて得た額 ◇限度額なし</p> <p>②工業地域、産業を集積する地域として市長が指定する地域 ◇事業所の設置に伴い取得した土地の、適正な取得価格に20/100を乗じて得た額又は固定資産評価額に30/100を乗じて得た額のいずれか低い額 ◇限度額なし</p>
	<p>○情報関連産業(コールセンター等)向け補助金要件</p> <p>1 対象地域(規則第6条第3項) 全市域</p> <p>2 対象業種(規則第7条) ソフトウェア業、インターネット付随サービス業、自然科学研究所、情報処理サービス業、情報提供サービス業(他の業種でこれに準ずる情報通信業務を行う部門を含む)、コールセンター業、デジタルコンテンツ業</p> <p>3 規模要件</p> <p>① …投下固定資産総額 なし …従業者数 5人以上</p> <p>② …投下固定資産総額 3千万円以上 …従業者数 30人以上</p> <p>※立地、雇用及び基盤整備奨励金並びに企業用地取得補助金と、情報関連産業等支援補助金及び情報関連産業等雇用促進補助金とを重複して交付することはできない</p>	<p>○情報関連産業等支援補助金 ◇操業開始から3年間における回線通信料の1/2の額と事業所賃借料の1/2の額及び研修費の1/2の額の合計 ◇2千万円/年(6千万円/3年)限度 ただし、投下固定資産総額が3千万円以上、従業員数が30人以上の場合、5千万円/年(1億5千万円/3年)限度。</p> <p>○情報関連産業等雇用促進補助金 ◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき40万円(新規卒者の場合50万円)、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち短時間従業員1人につき30万円</p>

		<p>○本社機能等の移転・拡充を行う事業者向け補助金要件 「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を作成し、県の認定を受けた事業者</p> <p>【県の認定要件】</p> <p>①投下固定資産総額 なし(特定業務施設の整備は必要)</p> <p>②従業員数 5人以上(中小企業 1人以上)増加</p> <p>※移転型の場合、増加させる従業員数の過半数が東京からの移転であること、もしくは東京からの移転者が初年度に過半数かつ計画期間中で1/4以上であること。</p> <p>③対象業種 全業種(風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する業種を除く)</p> <p>④対象地域 地方活力向上地域</p>	<p>◇限度額なし</p> <p>○立地奨励金の交付 ◇固定資産税相当額を3年間交付 (投下固定資産総額が10億円以上の場合は5年間)</p> <p>◇限度額なし</p> <p>○固定資産税の不均一課税の適用 ◇設備取得価額が3,800万円以上(中小企業は1,900万円以上)の場合、移転型は1年目0.01%(99%軽減)、2年目0.35%(75%軽減)、3年目0.7%(50%軽減)、拡充型は1年目0.01%(99%軽減)、2年目0.46%(67%軽減)、3年目0.93%(34%軽減)</p> <p>○雇用奨励金の交付 ◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき40万円(新規学卒者の場合50万円)、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち短時間従業員1人につき15万円</p> <p>◇限度額なし</p>
--	--	---	---